

新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針（令和2年5月27日：危機対策本部会議決定）〔6月24日更新〕

基準		正課科目（授業）		課程外科目 （国試対策等）	学生指導 （窓口）	学生の入構	課外活動	食堂営業	購買部 （教科書購入）	スクールバス 運行	施設貸出	
政府方針 （移行期間）	本学独自		左記詳細									
ステップ ①	5月25日～	<5月31日まで 入構制限> <6月1日～>	授業は原則、オンライン授業で実施する。一部の演習科目等は感染拡大防止措置を講じた上で実施する。（※1）	（※1） * 大学院授業科目 * 卒業年次生の卒論科目 * 学外実習の事前事後指導（受入施設の許可を得た場合）	感染拡大防止措置を講じた上で実施する。ただし、短時間とし、学生の自習は不可とする。	原則、メール、電話、オンラインでの指導のみとする。事前に許可された者のみ短時間での窓口指導を認める。	原則禁止 許可された学生のみ感染拡大防止措置を講じた上で入構を認める	原則活動禁止	営業停止	事前に許可された者のみ利用を認める。	運行休止	貸出禁止
ステップ ②	6月19日～	入構制限を解除してから2週間が経過し、学生及び教職員に感染者が出ない場合 <6月15日～>	授業は原則、オンライン授業で実施する。一部の演習科目は感染拡大防止措置を講じた上で実施する。（※2）	（※2） *（※1）に加え、1年生演習科目	感染拡大防止措置を講じた上で実施する。	原則、メール、電話、オンラインでの指導のみとする。事前に許可された者のみ短時間での窓口指導を認める。	原則禁止 許可された学生のみ感染拡大防止措置を講じた上で入構を認める	原則活動禁止	営業停止	感染拡大防止措置を講じた上で営業する。	運行休止	貸出禁止
ステップ ③	7月10日～	入構制限を解除してから6週間が経過し、学生及び教職員に感染者がでない場合 <7月6日～>	授業は原則、オンライン授業で実施する。一部の授業科目等は感染拡大防止措置を講じた上で実施する。（※3）	（※3） *（※2）に加え、学科が特に必要と認めた場合	感染拡大防止措置を講じた上で実施する。	オンラインでの指導を積極的に利用する。感染拡大防止に留意して窓口指導を実施する。	許可された学生のみ感染拡大防止措置を講じた上で入構を認める。	活動計画書を提出し許可されたクラブに対して感染拡大防止に留意して活動を認める。	営業停止	感染拡大防止措置を講じた上で営業する。	運行休止	貸出禁止

※ 感染者が発生した場合には、加古川健康福祉事務所等と連携のうえ、本学において、休講又は休業の判断を行う

※ 正課科目（授業）の対面授業の実施に当たっては、学科の判断により実施するものとし、学科長等は該当科目及び実施日時・時限等を記載した内容を教学部に提出すること

※ この活動制限指針は、今後の状況に応じて変更する場合がある